

香取市瑞穂保育所運営及び新園舎建設事業予定者 募集要領

I 趣旨

近年多様化する保育ニーズにより、公立保育所においても保育サービスの向上が求められている中、瑞穂保育所は、園舎が築45年以上を経過しており、施設の老朽化が著しく、早急に建て替えが必要となっている。

園児及び職員の安心・安全の確保や安定的な園運営の継続、多様な保育サービスの実施を図る目的から、民設民営により幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）として開設するため、当該施設の運営及び園舎建設事業予定者（以下「事業予定者」という。）を募集する。

事業予定者の選定に当たっては、本市の保育の量と質について総合的な向上に資することのできる、より優れた事業内容を採用することを目的として、公募型プロポーザル方式により選定する。

II 対象施設

1 移行する施設の名称及び所在地

名称	香取市瑞穂保育所
所在地	香取市寺内588番地 他

2 施設の概要

建物名称 構造 建築年月	①保育室1 木造平屋 昭和55年3月建築 ②保育室2 鉄骨造平屋 平成6年3月建築 ③遊戯室 軽量鉄骨造平屋 平成3年3月建築 ④渡り廊下 木造平屋 平成3年3月建築 ⑤油庫 コンクリートブロック造 昭和57年1月建築 ⑥倉庫1 木造平屋 昭和47年1月建築 ⑦倉庫2 木造平屋 昭和47年1月建築
延床面積	①452.00㎡、②394.36㎡、③115.00㎡ ④21.21㎡、⑤5.19㎡、⑥19.00㎡、⑦7.92㎡
施設内容	乳児室、沐浴室、保育室、遊戯室、調理室、事務室、職員休憩室、トイレ等
認可定員	120名
敷地面積	5,359㎡（うち、園庭面積 1,548.19㎡）

3 民営化移行方針及び新園舎整備について

令和8年4月1日より香取市瑞穂保育所の園舎を活用し、事業予定者が0歳

から5歳児を受け入れることが可能な幼保連携型認定こども園として運営を開始する。

その後、令和8年度から事業予定者にて新園舎の整備を行い、新園舎竣工後、既存園舎の解体工事を行う。新園舎については、令和10年3月までに整備し、整備後新園舎にて運営を開始する。

3 定員設定

市全体の保育需要の受け皿としての役割及び佐原地域の就学前児童の教育需要の受け皿としての役割を果たすことができる施設とするため、1号認定子ども、2号認定子ども及び3号認定子ども（0歳児からの受入れ）の定員設定を必須とし、次表を参考として概ね105名の認可定員とすることを基本とする。ただし、これを基本として他の定員を提示することを妨げるものではない。

（参考）

年齢別	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
定員数	9	15	15	22	22	22	105
うち保育認定子ども	9	15	15	19	19	19	96
うち教育認定子ども				3	3	3	9

4 民営化前後の全体スケジュール

事業予定者の決定	令和7年8月
各種協定、契約の締結	令和7年9月以降
合同保育	令和7年10月から
民営化	令和8年4月1日（既存園舎にて開園）
引継ぎ保育	令和8年4月から
新園舎設計、建設工事	令和8年度から令和9年度
新園舎竣工	令和10年3月
既存園舎解体工事	令和10年度以降
（詳細は、事業予定者と市が協議のうえ、取り決めるものとする。）	

Ⅲ 施設整備に係る諸条件

1 法令遵守

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（以下「基準府令」という。）、千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「県条例」という。）その他の関連法令を遵守すること。

2 費用負担

施設の整備（開発行為を含む）及び既存園舎解体に要する費用は、事業予定者の負担とする。都市計画法、建築基準法等の規定により施設建設に伴い必要となる諸手続きに要する費用も同様とする。

また、本事業は、就学前教育・保育施設整備交付金等、国庫補助事業の採択を前提としているため、国の動向を十分把握のうえ、事業計画等を立案すること。（事業採択が無かった場合、計画を中止又は延期することがある。）

なお、施設の整備に要する費用につき、就学前教育・保育施設整備交付金が受けられる場合に、その交付要綱において1/4とされる事業者の負担割合分を上限とし、市が上乗せ補助する予定である。

3 施設用地、既存園舎について

認定こども園の事業の用に供する用地（以下「本敷地」という。）及び周辺地の土地利用については、位置図（別紙1）及び配置図・平面図（別紙2）を参考に施設計画等を立案すること。

本敷地は、香取市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に基づき、市有土地使用貸借契約を締結し、事業予定者に無償で貸し付ける。

既存の園舎、付帯設備、遊具及び備品等については、市有財産無償譲渡契約を締結し、香取市議会の議決を得ることを条件に事業予定者に無償譲渡する。

なお、地盤調査等は未実施であり、新園舎整備に必要があれば事業予定者が行うこととし、地盤改良等についても事業予定者が行うこととする。

4 駐車場

職員及び送迎用駐車場については、本敷地内に整備することを原則とするが、事業予定者が周辺に用意する土地を駐車場として利用することを妨げない。

なお、保護者による送迎に関しては、通行者の安全確保かつ周辺道路の渋滞が発生しないよう動線を確保すること。

5 環境的配慮

瑞穂保育所は、敷地北側が国道356号、南西側は住宅地に隣接しており、保育所周辺の道路は交通量が多く、近隣小中学校の通学路となっている。このため、施設整備後の保育所利用者、通行者及び近隣住民への安全確保、騒音対策、日照権、砂塵対策等に十分配慮すること。

なお、施設整備工事期間中においても、通行の安全確保及び騒音対策等、近隣地域への影響に十分留意すること。

また、近隣住民説明会開催にあたり市から要請があった場合は、事業予定者も説明者として参加をすること。

6 水害対策

本敷地は、浸水想定区域及び浸水継続時間が下記のとおり想定されている。浸

水のおそれのある場合は、休園措置や園児及び職員が早急に避難できるよう計画を作成することはもとより、敷地または建物についても十分な浸水対策を施した施設整備計画とすること。

- ・香取市総合防災マップ（2020 年度改訂版）
利根川浸水想定区域（0.5m以上～3.0m未満）
利根川浸水継続時間 72 時間（3 日間）
- ・香取市内水ハザードマップ（2016 年 3 月作成）
浸水想定区域（内水）0.5m未満

IV 施設運営に係る諸条件

1 法令遵守

認定こども園法、基準府令、県条例、香取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例その他の関連法令を遵守し、適正な施設運営を実施するとともに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育・保育を実施すること。

2 施設の名称

施設の名称は、施設の公益性と中立性を鑑み、市と協議のうえ決定すること。

3 協定書の締結

事業予定者は、本市と設置及び運営に関する協定書及び、同基準を締結するものとする。

4 開園日

施設の開園日は、月曜日から土曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの期間を除く。）までとする。ただし、これを超えて開園日を提示することを妨げるものではない。

5 開園時間

1日11時間以上の開園とする。

6 地域子ども・子育て支援事業

1時間以上の延長保育事業の実施は必須とする。また、通常保育とは別に確保したスペースにおいて、家庭において保育することが一時的又は断続的に困難となった乳幼児に対し必要な保育を行う一時預かり事業（一時保育）及び在園する1号認定児を対象とした一時預かり事業（幼稚園型預かり保育）を実施すること。

7 給食

給食の提供は、全園児及び職員を対象とし、自園調理により完全給食とすること。また、園児の発達段階や健康状態、食物アレルギーに配慮した安全で安心な給食を提供すること。

8 特別な支援を要する子ども及び保護者への対応

障がい児や発達支援を要する子ども及び保護者への対応に係る支援体制を整備するとともに、その受入については、市全体の入所調整等に協力すること。

また、障がいの有無にかかわらず、園児一人ひとりの個人差や宗教、国籍等の多様性を尊重した保育（いわゆるインクルーシブ保育）の実施に努めること。

9 園内行事等について

民営化後数年間は、急激な変化による保護者負担が大きくなならないよう、瑞穂保育所で行われている行事等をできる限り踏襲することとし、新設、変更や廃止をする場合は保護者と協議を行うこと。

保護者の信仰の多様性に配慮し、宗教的な行事、催事等は実施しないこと。ただし、クリスマス会等一般的に社会に定着していると思われる行事については、この限りでない。

10 看護師について

看護師又は養護教諭については、配置するよう努めること。

11 職員について

各学級に担任として配置する職員は、各学級1名以上が正規雇用職員となるよう配置すること。

12 在園児の円滑な引継

(1) 継続児童の受入れ

施設開園日の前日における在園児については、全員を受け入れるものとする。また、特に保護者の意思表示がない限り、卒園までの教育・保育を継続して提供すること。

(2) 合同保育・引継ぎ保育の実施

円滑な引継を進めるため、民営化前に合同保育、民営化後に引継ぎ保育を始めとする対策を講じること。合同保育・引継ぎ保育の実施期間、引継の具体的内容等に関しては、事業予定者と市との間で別途協議の上定めるものとする。

(3) 地域連携

現在、瑞穂保育所は入園児童に地域的制限を設けていないが、開設以降これまでの経過から、地域性の高い保育施設となっている現状である。地域の特色を生

かした施設運営、地域住民とのつながり等、これまでの歴史を尊重した教育・保育の実施に配慮すること。

(4) 保護者対応

瑞穂保育所に在園している児童の保護者の新たな経済的負担や保育環境の変化に配慮し、保護者からの意見に真摯に対応し、保育サービス向上に努めること。なお、今後保護者説明会を実施する予定であり、市から要請があれば事業予定者も説明者として参加すること。

また、必要に応じ、事業予定者、保護者及び市で構成する三者協議会を設置すること。

(5) 職員について

現在香取市に雇用されている会計年度任用職員について、民営化後の瑞穂保育所での勤務を希望する職員がいる場合は、優先的に雇用すること。

なお、民営化前に保育理念、雇用体系等に関する説明をする機会を設けること。

V 応募資格

本事業に応募できる者は、子ども・子育て支援法等の関係法令等を遵守するとともに、施設を整備・運営するために要する資力・信用・技術・意欲を有し、応募時点において、次に掲げるいずれにも該当するものとする。

- (1) 香取市内において幼稚園、保育園又は認定こども園を現に運営する学校法人又は社会福祉法人（以下「法人等」という。）で3年以上の実績があること。
- (2) 本募集要領に係る施設整備・運営を自ら実施する事業者であること。
- (3) 施設整備に係る国等の補助金等の交付申請、設置認可等の手続きを円滑かつ適切に遂行できること。
- (4) 民事再生法又は破産法等に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人等が現に運営している施設に対する所管庁の監査・実施指導等において、過去3年以内に重大な文書指摘等を受けていないこと。
- (6) 過去に当該団体の責めに帰すべき事由により、本市及びその他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消されていないこと。
- (7) 直近2年間に於いて、国税、地方税のいずれにも滞納がないこと。
- (8) 暴力団等又はこれに準ずるものでないものとして、次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 法人等の役員等又は法人等を構成する者（以下この号において「役員等」という。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき。

イ 役員等が、自団体、自己若しくは第三者に損害を与えることを目的として、

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の威力又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団員等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用していると認められるとき。

カ 役員等が、暴力団員等を法人等が設置する施設の管理・運営業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれがあるとき。

キ 暴力団員等が、その運営に実質的に関与していると認められるとき。

VI 募集の実施

1 募集スケジュール

令和7年6月16日（月）	募集要領等の公表・配布
7月 4日（金）	質問の受付期限
7月 9日（水）	質問に対する回答
7月11日（金）	エントリーシート提出期日
8月 4日（月）	提案書類受付開始
8月15日（金）	提案書類の受付期限
8月下旬（予定）	提案に関するヒアリング、審査結果の通知

2 募集要領等の公表・配布

市ホームページ (<http://www.city.katori.lg.jp>) に掲載しているので、様式データ等についてはダウンロードすることにより配布に代える。

3 現地見学会

(1) 日時 令和7年6月30日（月）から7月4日（金）のうち、見学希望者と瑞穂保育所との協議により見学日時を決定する。なお、見学時間は1時間程度とする。

(2) 事前申込 令和7年6月24日（火）午後5時までに参加申込書（様式第1号）を香取市福祉健康部子育て支援課保育班のメールアドレスに送信すること。電話、ファックスでの申し込みは受け付けないものとする。

なお、メール件名は、「瑞穂保育所見学会」と記載すること。

4 募集要領等に関する質問の受付

募集要領に関する質問の受付は、次により行う。

- (1) 受付期限 令和7年7月4日（金）午後5時必着
（期限を過ぎた質問には回答しない。）
- (2) 質問方法 質問書（様式第2号）に質問内容を簡潔明瞭に記載し、香取市福祉健康部子育て支援課保育班のメールアドレスに送信すること。電話、ファックスでの質問は受け付けないものとする。
なお、メール件名は、「瑞穂保育所質問」と記載すること。
- (3) 提出確認 電子メールを受領した場合は、子育て支援課から受領メールを返信する。返信がない場合は、子育て支援課に電話(0478-79-6158)で問い合わせ確認すること。

5 募集要領に関する質問の回答

募集要領に関する質問の回答は、次により行う。

- (1) 回答日 令和7年7月9日（水）
- (2) 回答方法 市ホームページにて公表する。

6 エントリーシートの提出

本公募に応じる可能性のある事業者は、次によりエントリーシートを提出するものとする。

- (1) 提出書類 エントリーシート（様式第3号）
- (2) 提出期限 令和7年7月11日（金）
- (3) 提出方法 前出の電子メールアドレスに送信すること。
- (4) 提出確認 電子メールを受領した場合は、子育て支援課から受領メールを返信する。返信がない場合は、子育て支援課に電話で問い合わせ確認すること。
なお、エントリーシートの提出は、提案書類の提出に当たっての必須条件とする。

7 提案書類の提出及び方法等

提案書類は次により提出するものとする。

- (1) 提出期間
 - ア 受付開始 令和7年8月 4日（月）
 - イ 提出期限 令和7年8月15日（金） 午後5時必着
- (2) 提出先及び提出方法
香取市福祉健康部子育て支援課保育班への郵送又は持参とする。
- (3) 提出書類
提出書類は次のとおりとする。様式の定めのない場合は任意様式とし、用紙サイズは原則としてA4又はA3（図面）とする。なお、必要に応じて、書類の追加提出を求める場合がある。
 - ア 提案書類提出書（様式第4号及び様式第4-1号）
 - イ 応募の動機及び施設運営に関する考え方（様式第5号）

- ウ 幼児教育・保育の実施に関する提案（様式第 6 号）
- エ 瑞穂保育所からの引継に関する提案（様式第 7 号）
- オ 施設整備（概要）計画書（様式第 8 号）
- カ 土地利用計画図（施設配置図）
- キ 施設整備資金計画書（様式第 9 号）
- ク 法人登記簿謄本
- ケ 法人の寄附行為又は定款の写し
- コ 役員名簿（様式第 10 号）
- サ 代表者の履歴書（様式第 11 号）
- シ 決算書類（収支計算書、貸借対照表、財産目録等：直近 3 年度分）
- ス 予算書・決算書（それぞれ直近 1 年度分）
- セ 法人の印鑑証明書（提出書印）
- ソ 誓約書（様式第 12 号）
- タ 法人が運営する施設一覧（様式第 13 号）
- チ 指導監査結果報告書及び指摘事項改善結果報告書（直近 3 年度分）
- ツ 納税証明書（国、県、市）（正本）

※収益事業等により課税されている場合

(4) 提出部数等

提案書類は正本 1 部、副本 7 部を提出することとし、CD－R その他の媒体により電子データを併せて提出するものとする。

(5) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。

- ア 応募資格がない者が行った提案
- イ エントリーシートを提出していない者が行った提案
- ウ 団体の代表者以外の者が行った提案
- エ 提案書類その他の提出書類に虚偽の記載のある提案、または虚偽記載が判明した提案
- オ 応募者の意思表示が不明確である提案

(6) 募集の中止等

募集及び審査を公正に行うことができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、または募集を延期し、若しくは取り止めることがある。

8 提案に関する留意事項

(1) 募集要領の承諾

応募者は、提案書類の提出をもって、募集要領の内容を承諾したものとする。

(2) 費用負担

提案に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 提案書類の取扱

- ア 公表等及び著作権等 本事業に関する応募書類の著作権は、応募者に帰属

するものとする。ただし、選定事業者の公表時その他市が必要と認めるときには、市は書類の全部または一部を、応募者の承諾を得たうえで、無償で利用できるものとする。

イ 特許権等 本事業に関する応募書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うものとする。

ウ 提出された書類等は返却しない。

エ 提出された書類等の内容変更、差替え等は、審査の執行上、市から特に指示のあった場合以外は、原則として認めない。

(4) 市が提供する書類等の取扱

市が提供する書類等は、本事業検討以外の目的で使用してはならない。

VII 事業予定者の決定及び公表に関する事項

1 選定委員会

本事業に関する応募内容を総合的に審査するため、市に選定委員会を設置する。選定委員会においては、最も優れた提案を行った事業者を選定する。

2 提案審査の実施

最も優れた提案を行った事業者の選定は、次により実施する。

(1) 評価基準

提案審査は、以下の項目について、プロポーザル審査基準（別紙３）により公平かつ客観的に評価・採点し、最高得点者を選定する。

なお、選定過程及び選定結果に係る詳細については公開しない。

ア 応募の動機及び施設運営に関する考え方

- ・ 応募の動機
- ・ 地域社会において認定こども園が担うべき役割、望まれる運営方法について

イ 教育・保育の実施に関する評価

- ・ 幼児教育・保育の理念及び方針
- ・ 幼児教育・保育の実施に係る具体的内容
- ・ 幼児教育・保育の質向上に向けた取組
- ・ 特別な支援を要する子ども等への対応
- ・ 家庭及び保護者との信頼関係構築の取組
- ・ 入園児の安全の確保
- ・ 地域子ども・子育て支援事業の取組

ウ 施設整備に関する評価

- ・ 施設整備計画の概要
- ・ 環境的配慮

- ・水害対策について
- エ 経営管理に関する評価
 - ・事業予定者の財政状況の安定性、施設整備計画との妥当性
- オ 瑞穂保育所からの引継に関する評価
 - ・在園児の保育環境の変化に対する対応
 - ・地域連携の取組
 - ・在園児保護者の新たな経済的負担や教育・保育環境の変化に関する配慮
- (2) ヒアリングの実施

提案審査において、応募者に対して提案に関するヒアリングを実施することとし、その内容は次のとおりとする。

提案書類に基づく選定委員との質疑応答 45分程度

※ 日時、会場等は別途通知する。
- (3) 審査結果の通知

審査結果は、すべての応募者に通知する。なお、当該通知は、他の応募者の名称は伏して行うこととし、評価内容についての質問には回答しない。

3 事業予定者の決定・公表

事業予定者の決定及び公表は、次により行う。

- (1) 選定委員会の審査結果を受け、事業予定者を決定する。
- (2) 事業予定者に対して、決定の旨を速やかに文書で通知するとともに、市ホームページ等において公表する。
- (3) 事業予定者による新園舎建設事業の実施は、当該事業に係る香取市の予算（補助金等）の議決後かつ国県等の補助採択後となる。
- (4) 事業実施前に行う諸準備の一切については、事業予定者の責任において行うものとし、何らかの事情において、事業遂行不可となった場合の損害等の責任は、事業予定者が負うこととする。

4 市との協定締結

本募集要領において市との協議により決定すると記載のある事項その他本事業を円滑に遂行するために必要な事項について、事業予定者と市との間で協定を締結するものとする。

VIII その他の事項

1 情報の提供

本募集要領に定めることのほか、募集に関して必要な事項が生じた場合は、市ホームページに掲載して情報を提供することとし、エントリーシートの提出期限後においては、当該エントリーシートを提出した者に限り情報を提供する。

2 添付資料

- 別紙 1 位置図
- 別紙 2 配置図・平面図
- 別紙 3 プロポーザル審査基準
- 別紙 4 (参考資料) 就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱(抜粋)(令和 6 年 1 2 月 2 5 日こ成事第 7 7 6 号)
- 別紙 5 (参考資料) 香取市の就学前児童の状況

3 問い合わせ及び各書類提出先

〒287-8501

千葉県香取市佐原口 2 1 2 7 番地(香取市役所 1 階)

香取市福祉健康部子育て支援課

電話 0478-79-6158(直通)

メール jido@city.katori.lg.jp

※窓口開所時間は平日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分